

新しい情報保障ガイドラインのコンセプト

★「実際に使えるガイドライン」を意識する

業務の中で活用できるものを目指す。今、必要とされているものは何か。

(理念が立派で内容が詳細でも、読まれない、使われないでは意味がない)

差別解消法施行による合理的配慮・職員対応要領を意識。

- 業務の各場面で必要な時に必要な情報が手早く得られる。
- 「頼りになるガイドライン」を目指す。

★県民の立場に立った情報保障

障害の有無にかかわらず、情報の入手や意思の発出ができるようにするのが行政の責務。

「先進的取組」から「当たり前の対応」へ（合理的配慮は自治体の法的義務）

★「ガイドライン」と「ハンドブック」の分冊化

●情報保障のためのガイドライン（簡潔かつ過不足なく。「長期的指針」の位置付け。

理念、心構えを前面に。他の組織でもある程度参考になる）

※構成の参考として：「公共サービス窓口における配慮マニュアル」（内閣府）

→ **【当事者やその周辺の方も含め、様々な視点・考え方が重要】**

●情報保障のためのハンドブック（状況に応じて毎年更新）

具体的な内容で、業務を進める上で参考になる情報を収録する。

例：情報ツールの紹介、手話通訳の依頼方法、点字の作成方法、SP コード印刷、団体の問合せ先、当事者のサービス利用の実際 など

→ **【当事者やその周辺の方の具体的な意見・情報が重要】**

★個別の障害に細分化された配慮から、障害のある人を念頭に置いた場面ごとの配慮へ

障害ごとに細分化された記述では、場面ごとに必要な配慮に気づきにくい。

例) 大量に作る印刷物には、様々な障害への配慮が必要。

いわゆるユニバーサルデザインは、大勢の人への配慮になり得る。

例) 窓口の受付番号を表示する電光掲示板。

発達障害に対応した図・絵による説明。

★県の他のガイドライン等との役割分担の明確化

・「ウェブアクセシビリティガイドライン」……報道広報課

・「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難支援の手引き」、「災害時における避難所運営の手引き」……いずれも防災政策課

情報保障ガイドラインでは、障害当事者の情報の入手方法や配慮の必要性を重点的に記載。